

利用者に感染が判明したため 1週間自主休業した デイサービスの事例

本事例報告は、実際に新型コロナウイルス感染症に対応した事業所から、利用者、家族、関係事業者向けの経過報告書類の提供をいただき、その書類に基づき作成しました。

感染者：デイサービス利用者A氏 要支援2

感染確認までの経緯

- A氏は、半年以上前から週1回当該デイサービスを利用。感染した月の中旬まで●●疾患にて●●病院に入院。
- 退院後、X-10日にデイサービス利用再開。利用時間10：00～14：00体温、血圧など異常なく、風邪症状もなく通常通り過ごされる。
- X-3日、利用予定日だが体調不良にて休まれる。
(微熱や倦怠感が発生したのは、X-6日からとのこと)
- X-1日、●●疾患にて救急搬送。風邪症状あり、PCR検査実施。
- X日、PCR陽性。8：15デイサービスに連絡。

感染確認後の対応

- 利用者、家族に連絡し、X日の営業中止を連絡。
ケアマネージャーへ報告。
- 利用者の住所地である●●保健所に連絡。
- 事業所の所在地である●●保健福祉事務所に連絡。
- その後、●●県介護保険課、●●市介護保険課に報告。
- ●●保健所からは聞き取り調査後、濃厚接触者にのみ連絡がいくので、それ以外の場合は連絡はないとの説明。
- ●●保健福祉事務所からは協議の結果、利用日がX-10日で、症状が出たのがX-6日なので、職員や他のご利用者は濃厚接触者にあらず、検査の必要はない。自宅隔離や事業所の休業要請などの指示もない。事業所の営業に関しては、事業所の判断に任せるとの説明。

事業所の対応

- 当事業所をX日～X+5日までの自主休業とし、職員を自宅待機とした。
- 利用者全員に電話連絡と訪問を実施し、状態確認と現状・今後の予定を報告。
- 家族、ケアマネージャーに対し、今までの経緯と今後の対応を電話にて報告。（確認後、現在まで、体調不良や風邪症状のある職員、利用者はいなかった）
- X+1日に利用者・家族・関係事業者向けに「新型コロナウイルスの経過報告について」を送付。（本資料スライド2～6の情報を記入した資料を代表者名で配布）

事業所の対応

- X+5日以降に職員、利用者全員に連絡を取り、体調の確認を実施。問題なかったため、X+7日より通常営業を再開。

感染症対策（※発症前から実施）

- 職員はマスクを着用し、出勤前と出勤時に体温の測定と、出勤簿に記録。
- 利用者は、来所時、アルコールで手指の消毒を行う。利用者に対してもマスク着用を励行する。
- 体温の測定を行い、発熱がなくても咳が出る場合はマスクの着用をお願いする。マスクがない場合は事業所のマスクを使用。
- 送迎前にご自宅で体温を計測して頂き、発熱が、 37.0°C 以上が認められる場合は、デイサービスのご利用をお控え頂く。デイサービス利用中に 37.0°C 以上の発熱が認められる場合は、他のご利用者と離れて別室で過ごしてもらい、早めの送迎等の対応をとる。
- 食事や活動の際、可能な限り距離を取る。
- 定期的な換気とドアノブや事業所内の消毒を実施。

新型コロナウイルス対応を経験しての 提言・アドバイス（代表者より）

- ① 関係機関の連絡先、報告方法を把握しておくこと。
 - 地域の保健所だけでなく、現在は各行政で新型コロナウイルス専用の窓口が設置されていますので、そちらの連絡先も把握しておきます。（それでも30分以上は窓口につながりませんでした）もちろん、保険者にも連絡します。
 - また、提出書類が必要になる場合がありますので、確認しておきます。当事業所の場合は、県の介護保険課に報告書、休業通知書、市の介護保険課には感染者が利用した日の利用者・職員名簿と住所地の一覧の提出を求められました。ご利用者、ご家族、ケアマネージャーなどへの連絡に追われる中、関係機関も状況の確認がとりたいため、書類の提出も早く要求されます。

新型コロナウイルス対応を経験しての 提言・アドバイス（代表者より）

② 口頭だけでなく、書面での報告をする。

- 初動では早急な対応が求められますので、電話連絡を行いますが、事業所も状況が把握しきれていないことも多く、電話を受けたご利用者、ご家族なども急なことで、話を完全に理解できていないことが多いです。そのままにしておくと、「あの施設でコロナが出て、利用者や職員にも広がっている」など、事実と異なった情報が伝わっていくことがあります。その誤情報の訂正にも、時間と労力を要しますので、感染確認後の早い段階で確実な情報を書面で作成します。
- 当事業所の場合は翌日に書面を作成し、各利用者には持参、ご家族には郵送、ケアマネージャーなど関係事業所には送付しました。

新型コロナウイルス対応を経験しての 提言・アドバイス（代表者より）

③ スタッフへの連絡も忘れずに。

- ご利用者はもちろんですが、そこで働いているスタッフもととても不安で、そのご家族の生活にも影響がでてきます。うまく連絡ができていなかったりすると、離職へつながる可能性もあります。
- ただ休みにするだけでなく、経過の報告、事業所として感染対策を含めた今後の対応、休業した場合の補償など、職員の不安の解消にも配慮が必要です。